



ニッセイ投資適格社債ファンド2026-02(為替ヘッジあり・4年投資型)
愛称：**フォーユー・インカム2**

「ブルー・アウル・キャピタル」に関する報道と運用への影響について

当ファンドは、「ブルー・アウル・キャピタル」（以下ブルー・アウル）が運営するBDC（事業開発会社）の債券を組入れております。当資料では、ブルー・アウルが運営するBDCに関する報道の内容と当ファンドの運用への影響についてお伝えします。

ブルー・アウルに関する報道内容

BDCはアメリカで中堅・中小企業向けに投融資を行う会社形態の投資ファンドです。2026年2月18日、ブルー・アウルは、同社が運営するBDCの一つにおいて、四半期毎に受け付けていた株式投資家からの解約請求受付を停止すると発表しました。足元では多くの非上場BDCで株式投資家からの解約請求が増加しています。その背景には、2025年秋に米自動車関連企業が破綻したことをきっかけに、市場で信用リスクへの警戒感が高まったことがあります。

※BDCの詳細についてはP2をご覧ください。

当ファンドへの影響

今回の報道は「株式投資家からの解約請求受付の停止」という内容ですが、当ファンドが組入れているのは、ブルー・アウルが運営するBDCの「債券」です。また報道対象になった特定のBDC（OBDCⅡ）の債券は保有していません。したがって、**本件によるポートフォリオへの直接的な影響はない**と運用担当者は判断しております。

■ 当ファンドのブルー・アウル関連組入銘柄（2026年3月2日現在）

銘柄	国	業種	償還日	クーポン	格付	組入比率
ブルー・アウル・テクノロジー・ファイナンス	アメリカ	金融会社	2029/4/4	6.750%	B B B-	6.6%
ブルー・アウル・キャピタル・コーポレーション	アメリカ	金融会社	2029/3/15	5.950%	B B B	6.5%

組入比率は対組入債券評価額比です。上記は特定の銘柄を推奨するものではありません。

運用担当者の投資判断のポイント

BDCの解約請求の増加により、市場では今後の資金流出加速への警戒感が高まっていますが、それを受けて**当ファンドが保有するブルー・アウル関連のBDC債券のデフォルトリスクが高まったとは判断していません**。そのため現時点では、ブルー・アウル関連のBDC債券は、満期まで継続保有する方針です。

今後もBDCからの資金流出懸念等の報道が行われた場合は、市場の警戒感が高まり組入債券の価格が下落する可能性があります。しかしながら、**債券はデフォルトがない限り、満期まで保有すれば額面金額にて償還**されます。当ファンドは信託期間内に満期を迎える債券に投資する持ち切り運用を行い、信託期間終了時における基準価額の下振れリスクを抑制し収益の確保をめざす運用を行ってまいります。

BDC（事業開発会社）に関するQ&A

Q BDCとはどのような仕組みですか？

A BDC（Business Development Company）は、中堅・中小企業等に投融資を行う**会社形態の投資ファンド**です。BDCは**米国の投資会社法に基づき厳格な規制下で運営**されているため、一定水準の財務健全性維持が期待できます。

Q 報道後も、BDC債券のデフォルトリスクが高まったと判断していない理由はどのようなものですか？

A 現時点において、当ファンドに組入れているブルー・アウル関連のBDC債券のデフォルトリスクが高まったとは判断していません。その背景は以下の通りです。

①今回の報道対象となっているのは、ブルー・アウルが運用する特定のBDC（OBDC II）ですが、**当ファンドでは当該BDCの債券は保有しておらず、本件によるポートフォリオへの直接的な影響はない**と考えられます。

②BDCは規制上、アセットカバレッジ比率^{*}を150%以上に維持することが求められています。大まかな目安としては、負債は最大でも自己資本の2倍までしか持つことができないため、**一定水準の財務健全性維持が期待**できます。

※アセットカバレッジ比率：安全性を示す指標で、総資産が負債に対してどれだけの余裕を持っているかを示す比率

③当ファンドが組入れている、ブルー・アウル関連の2つのBDC債券のうち1つのBDCについては、収益性や資産の質が評価され、**2026年1月にムーディーズが格上げ**を行いました。第三者機関による客観的な評価からも、当該銘柄の信用力は強化されていると考えられます。

Q BDCを運営しているブルー・アウルはどのような会社ですか？

A ブルー・アウルは**米国の大手オルタナティブ資産運用会社**であり、複数のBDCを運用しています。強固なプラットフォームを背景とした厳格な引受基準とリスク管理が特徴です。

ファンドの特色

- ① 日本を含む世界各国の企業が発行する社債に投資します。原則として、取得時において投資適格格付(BBB格相当以上)を得ている債券を投資対象とします。
- ② ファンドの信託期間は約4年です。原則として信託期間内に償還日を迎える社債に投資し、償還日まで保有することを基本とします。
 - ・購入の申込みは、2026年3月31日までの間に限定して受け付けます。
- ③ 外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。
 - ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 1.65%(税抜1.5%) を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ※ 料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% をかけた額とします。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に 年率0.7975%(税抜0.725%) をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。
随時	その他の費用・ 手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

- 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。
- 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

主な変動要因

債券投資 リスク	金利変動 リスク	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
	信用 リスク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
為替変動リスク		外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替ヘッジを完全に行うことができないとは限らないため、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該通貨の金利より低い場合などには、ヘッジコストが発生することがあります。
カントリーリスク		外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。
流動性リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドは、原則としてファンドの信託期間(約4年)に応じた長期間の為替ヘッジ(対円)を行うことにより、為替変動リスクの低減を図るとともに、為替ヘッジコストの変動を抑制することをめざします。ただし、当該為替ヘッジにより、前記のリスク等を完全に排除できるものではありません。また、金利等の変動により為替ヘッジにかかる評価損益が変動し、基準価額を変動させる要因となります。
- ファンドは、社債の利金、ファンドの信託期間内に償還日(満期償還日または繰上償還日)を迎える社債の償還金、および運用者の判断による社債の償還日前の売却による売却代金等について、原則としてファンドの信託期間内に償還日を迎える社債に再投資します。ただし、当該社債は、当初投資した社債に比べ、利回りが低くなる可能性があります。また、資金動向、市場動向によっては社債への再投資ができない可能性があり、その場合には、国債等の社債以外の債券や短期金融資産等に投資します。その結果、ファンドの償還日が近づくにつれてファンド全体の利回り水準が低下することがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付を中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付を取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

ご留意いただきたい事項

- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- 当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は保険契約や金融機関の預金ではなく、保険契約者保護機構、預金保険の対象とはなりません。証券会社以外の金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。
- 当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なしに変更されることがあります。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

取扱販売会社一覧

※ 販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取扱販売会社名	登録金融機関		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
	金融商品取引業者	登録金融機関					
九州FG証券株式会社	○		九州財務局長(金商)第18号	○			
京銀証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第392号	○			
百五証券株式会社	○		東海財務局長(金商)第134号	○			
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)		○	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社肥後銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)		○	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百十四銀行		○	四国財務局長(登金)第5号	○		○	

委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	ファンドに関するお問合せ先
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会	ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター：0120-762-506 (9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く) ホームページ： https://www.nam.co.jp/
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	
三菱UFJ信託銀行株式会社	